

令和2年度 第1回平塚市営住宅運営審議会 議事録

日時 令和2年9月23日(水)
午前10時から10時40分まで
場所 平塚市役所本館7階720会議室(2)

出席者

委員	高橋 和也 委員(会長)	山田 信子(副会長)
	諸伏 清児 委員	松本 敏子 委員
	石井 菊江 委員	蔭山 栄一 委員
	伊東 盛知 委員	

事務局	石黒副市長(委嘱式のみ)	佐野都市整備部長
	久保谷建築住宅課長	小林担当長
	小田桐主管	

傍聴人 なし

次第

- 1 委嘱式
 - ・ 石黒副市長より市営住宅運営審議会委員へ委嘱状を交付。
- 2 副会長の選任
 - ・ 委員の互選により、副会長・山田信子委員が選出された。
 - ・ 平塚市情報公開条例第31条に基づく審議会の公開について説明。

議案事項

議案第1号 平塚市営住宅条例の一部改正(入居者の選考)

.....
(会長)

本日は、皆様方には、大変お忙しいところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

これより審議会を進めてまいります。皆様方の御協力をお願いし、御意見をいただければ幸いです。

それでは、審議会を始めます。

傍聴の方がいられましたら、入場をお願いします。

(事務局)

本日は、傍聴者はありません。

(会長)

会議の成立について、委員総数7名のうち、7名全員の御出席をいただきましたので、平塚市営住宅運営審議会規則第5条第2項に基づく定足数に達し、本日の審議会は成立いたします。

只今から、令和2年度第1回平塚市営住宅運営審議会を開会します。

お手元の次第に基づき議事を進めます。

本日は、議題が1件あります。

まず、議案第1号「平塚市営住宅条例の一部改正（入居者の選考）」につきまして、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第1号の平塚市営住宅条例の一部改正（入居者の選考）につきまして、御説明いたします。

まず、1 改正理由につきまして、令和2年度税制改正の大綱において、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制の実現を令和元年12月20日に閣議決定されました。

これまで、ひとり親であっても、離婚・死別であれば寡婦、寡夫控除が適用されるのに対し、未婚の場合は控除が適用されず、婚姻歴の有無によって異なっていました。又、男性のひとり親と女性のひとり親での寡婦、寡夫控除額も異なっていました。

そのため、全てのひとり親家庭に対して公平な税制支援を行う観点から、婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子を有する単身者についても、同一のひとり親控除が適用することになりました。

又、公営住宅の収入計算については、公営住宅法施行令において、入居者又は同居者が所得税法に規定する寡婦又は寡夫である場合には所得金額から控除されています。

なお、非婚の母又は父についても、寡婦控除又は寡夫控除の対象となっています。

2 改正内容につきましては、所得税法の改正に伴い、公営住宅法施行令第1条第3号の「寡婦（夫）控除」の規定が「寡婦控除」と「ひとり親控除」に改正されます。

これにより、平塚市営住宅条例の一部を改正します。

改正前につきまして、第10条第2号の入居者の選考について、20歳未満の子を扶養している寡婦又は寡夫となっています。

改正後では、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する寡婦又はひとり親であって、20歳未満の子を扶養している者に改正します。

3 改正による効果として、婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子を有する

者についても、同一のひとり親控除が適用されます。

4 施行年月日については、令和3年1月1日を予定しています。

次に、平塚市営住宅条例の一部改正に伴う新旧対照表について、先程、改正前後を説明いたしましたので、割愛させていただきます。

続いて、寡婦、寡夫とひとり親控除（資料に基づき説明）につきまして、改正前については円が2つ重なりあう右側は寡婦で、所得金額が48万円を超える子、子以外の親族があり、親族のいない方を示し、その控除額は27万円となっています。

続いて、中央の部分の特別寡婦ですが、女性、扶養親族の子がいる、夫と死別・離婚・生死不明で所得金額が500万円以下の方が特別寡婦となり、その控除額は35万円となっています。

続いて、円の左側は寡夫とひとり親があります。

寡夫とは、男性で、かつ、所得金額が48万円以下の子がいる場合で、その控除額は27万円となっています。

なお、ひとり親については、控除額はありません。

続きまして、改正後は寡婦とひとり親に区分されます。

ひとり親とは、改正前の特別寡婦、子の所得金額が48万円以下の寡夫、控除を受けられなかったひとり親が該当し、その控除額は35万円となります。

次に、子の所得金額が48万円を超える場合は寡婦となり、その控除額は27万円となります。

続きまして、所得税法及び平塚市営住宅条例の一部改正後の対象者一覧ですが、まず、所得税法上では寡婦控除は女性のみで、扶養対象が20歳未満の子で所得金額が48万円を超える場合、20歳以上の子がいる場合、子以外の親族がいる場合、そして扶養対象がない場合があります、その控除額は27万円になっています。

続いて、ひとり親控除は男女問わず、扶養対象が20歳未満の子で所得金額が48万円以下の場合、その控除額は35万円となっています。

次に、平塚市営住宅条例の条例上の入居選考優遇対象として、20歳未満の子であって所得金額が48万円を超える寡婦や20歳未満の子で所得金額が48万円以下のひとり親について、入居選考優遇対象の区分となっています。

なお、所得税法の抜粋と公営住宅法施行令の抜粋を参考までに添付しています。

議案第1号の説明は以上となります。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、只今の説明について、御意見や御質問がありましたらお願いいたします。

(委員)

市営住宅の入居者のうち、寡婦、寡夫の世帯は全体でどのくらいの方がいますか。

今回の条例改正にあたって、控除額27万円から35万円になるひとり親の対象者はどのくらいの方がいますか。

又、控除額の変更に伴い、家賃がどのように変わりますか。

(事務局)

所得税法改正に伴う市営住宅入居者への影響につきまして、令和2年8月31日現在の入居者は1,180世帯あります。

その1,180世帯のうち、寡婦は118世帯、寡夫は4世帯の122世帯あります。

入居者の約1割が寡婦、寡夫世帯の方が占めています。

なお、その1割の世帯において、所得金額が500万円以上の世帯の方はいません。

今回、寡婦、寡夫に該当する122世帯のうち、8世帯はひとり親控除の適用が見込まれます。

控除額が27万円から35万円の変更に伴い、現状と比して家賃は低額になる可能性があります。

参考ですが、令和2年度5月入居者募集における寡婦、寡夫世帯の応募状況は、応募者数63件のうち寡婦控除対象者は8件で全体の12.7%になっています。

なお、応募者数63件のうち入居者数は13件、うち寡婦控除対象者は1件で全体の7.7%になっています。

又、寡婦とひとり親の控除を区分した場合、寡婦控除対象者8件のうち、5件については収入月額が下がり、残り3件は収入月額が0円のため、変化はいたしません。

なお、入居者13件のうち寡婦控除対象の1件について、収入月額は下がりますが、入居審査には影響を及ぼしません。

以上で説明は終わりです。

(会長)

他に御意見はありますか。

(委員)

非婚と未婚の違いを説明してください。

(事務局)

非婚とは個人の意思で結婚しない方です。

又、未婚とは婚姻歴がなく、結婚されていない方です。

今回の改正によって、ひとり親については、非婚も未婚も配偶者がいない方になります。

(会長)

神奈川県では、所得税法の改正に伴う条例改正はありますか。

(委員)

神奈川県条例では、寡婦、寡夫という言葉を使っていませんので、所得税法改正に伴う条例を改正する予定はありません。

(会長)

特に御意見はありますか。

御意見がないようでしたら、採決したいと思いますが、よろしいですか。

只今の議案第1号「平塚市営住宅条例の一部改正（入居者の選考）」につきまして、原案どおり決定することに異議はありますか。

(各委員)

異議なし。

(会長)

異議がありませんので、議案第1号は原案どおり決定したいと思います。

それでは、答申案を配布いたします。

答申案の読み上げを事務局からお願いいたします。

(事務局)

それでは、平塚市営住宅運営審議会の答申案を読み上げさせていただきます。

平塚市営住宅運営審議会の答申について、標記の件について、意見を求められた下記の内容について審議した結果、異議がないので、その旨答申いたします。

1 平塚市営住宅条例の一部改正（入居者の選考）

以上であります。

(会長)

実際、応募される方が条例改正をどのような形（パンフレット）で目にするのですか。

(事務局)

入居者募集のしおりなどを通じて、今回の条例改正点を周知します。

(会長)

改正文では分かりづらい部分もありますので、もう少し分かりやすく周知してください。

(事務局)

承知いたしました。

(委員)

平塚市民生委員児童委員協議会にも入居者募集のしおりを配布してください。

(事務局)

承知しました。

なお、配布部数等については、福祉総務課と協議いたします。

(会長)

他に御意見がないようでしたら、議案第1号については、お配りした答申案の内容は、本日付けで市長に答申することにしたと思います。

以上をもちまして、本日の議案事項を終了いたします。

(会長)

以上、よろしいでしょうか。

それでは、最後に「その他」として、事務局から何かありましたら、お願いいたします。

(事務局)

次回の審議会につきましては、開催日は未定ですが、開催する場合には、改めて日程などを皆様と調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

(会長)

委員の皆様から何かありますか。

特にないようですので、これで審議会を終了とし、進行を事務局に戻します。

(委員)

お伺いしたいことがありますが、民生委員は市営住宅の募集や入居についてどの程度、把握されていますか。

(委員)

地域の方から年間3、4件、市営住宅の入居のことで相談を受けます。

もしかすると市営住宅に入居できるかもしれないので、市役所に相談して欲しい旨を伝えています。

(委員)

年齢が若い時は、市営住宅に入居することを考えていなかった。

高齢者がひとりで暮らしている方が、中々、市営住宅に入居できないという声を耳にすることがあります。

(事務局)

市営住宅の募集の中に、高齢者世帯の優遇枠や単身世帯用の住宅を募集しています。

(会長)

委員さんも変わられたこともありますので、次回の審議会において高齢者や単身世帯の募集や入居についての説明をお願いします。

(事務局)

皆様には議案第1号を御審議いただき、ありがとうございました。

いただきました御意見等を今後の本市の市営住宅行政に反映させていただきます。

これをもって、令和2年度第1回平塚市営住宅運営審議会を閉会とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

以 上